

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 7 号
件 名	就学援助の改善を求めることについて
要 旨	<p>新潟市は平成 30 年度の予算の事業見直しで、就学援助（要・準要保護児童生徒援助費）の支給基準を引き下げる方向を出しました。このことによって、540 人が対象外、1,500 人の階層が変わり、子供たちに大きい影響があります。</p> <p>現在、新潟市の就学援助の認定者は 4 人に 1 人以上で第 1 階層（1.0 倍以下）が一番多く、子供たちの家庭の経済的状況は改善されていません。一方、学校への納入金は減らず、特に給食費は家庭に重くのしかかり、滞納の家庭もあり、教職員も日々、心を痛めています。教育費の負担が家計を圧迫しています。学校給食は階層別支給ではなく、全額支給が求められています。</p> <p>今、子供の貧困が 7 人に 1 人以上とされている中で、貧困と格差が広がり、子供たちの生活や学力にも大きな影響が生まれています。憲法第 26 条は、義務教育は無償とうたっています。そして、教育基本法第 4 条第 3 項では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としています。</p> <p>新潟市は、子供、子育てに優しい新潟を目指す、新潟市子どもの未来応援プランでは、新潟市子どもの貧困対策推進計画の作成を進めるなど、若い世代や子供たちが安心して暮らせる市政をと考えていることと思います。</p> <p>また、かつて新潟市は就学援助率が生活保護費の 1.4 倍という全国に誇れる制度でした。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 30 年 3 月 6 日 第 1 項 第 2 項 } 文教経済常任委員会
受 理	平成 30 年 2 月 21 日 第 5 8 1 号

就学援助の支給基準を引き下げるのではなく、新潟市の未来を担う子供たちに、教育の機会均等のもとで、お金の心配をしないで安心して全員で栄養バランスが整ったおいしい給食をいただき、心身が健全に成長し、教育が受けられるよう、一層の充実が求められています。

就学援助の引き下げの中止と充実のために、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 新潟市の就学援助基準である生活保護基準の引き下げによる支給基準の減額を中止し、今後も1.3倍以下を堅持し、充実させること。
- 2 学校給食費は階層別支給を廃止し、全員に全額支給すること。